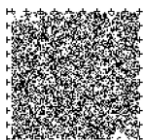


# 第1章

## 計画の基本的理念



# 1 第三次市民福祉プランにおける基本理念及び 基本方針

本市においては、平成 29 年 3 月に第三次市民福祉プラン（以下「第三次プラン」という。）を策定いたしました。第三次プランは障害者基本法第 11 条第 3 項に規定される市町村障害者計画であり、市の障害者施策の基本的事項を定めたものです。よって本計画も第三次プランの考えに基づいて策定します。

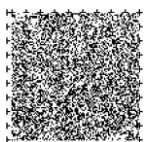
## 第三次プランの基本理念

認め合い、支え合い、ともに暮らすまち  
東松山の推進  
～すべての人が主人公になるまちを目指して～

本市では、平成 10 年に策定した第一次市民福祉プラン（以下「第一次プラン」という。）から、障害のある人自身の努力や治療によって障害を取り除くという従来の考え方ではなく、社会によってつくられた障壁を、社会の仕組み自体を変えることによって解消するという「共生社会の実現に向けたソーシャルインクルージョン<sup>8</sup>」の理念をいち早く取り入れて、福祉施策を展開してきました。

第三次プランでは、こうした考えを引き継いだ上、障害のある人はあらゆる社会活動の主体であるという考えのもと、全ての人々が自らの意思によりその人らしく生活すること、つまりは主体性を発揮し、自己実現を図ることにより、互いを尊重し、それを後押しする地域づくりを行うことができるよう“認め合い、支え合い、ともに暮らすまち東松山の推進”を基本理念に掲げています。

<sup>8</sup> 障害や困難を有する人などを排除したりするのではなく、地域社会に参加、参画していくことを支援することで、社会の構成員として包み込むことを示した言葉です。



## 第三次プランの基本方針

第三次プランでは、基本理念のもと本市が進める障害者施策の基本方針として次の4点を定めています。

### 方針1 主体性を発揮し、支え合う地域をつくる

相談支援・就労支援の更なる充実と権利擁護支援制度の確立を目指し、障害のある人が地域に包容されるとともに、自らの意思によって、社会活動や社会貢献等を積極的に行える地域づくりを行います。

### 方針2 多様な社会資源を活用できる地域をつくる

障害福祉サービス事業所の整備を進める一方、地域のボランティア等によるインフォーマル<sup>9</sup>な支援や地域の各種団体の協力などによる包括的なネットワークを作ることにより地域の社会資源の活用を進め、障害のある人一人ひとりが自己実現に向けて活動できること、地域に貢献できることを目指します。

### 方針3 安全に安心して暮らせる地域をつくる

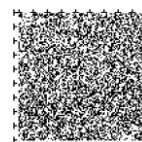
“障害のある人にとって暮らしやすいまちには障害のない人にも暮らしやすいまちである”という考えに基づく社会環境の改善や、地域の人やボランティアなどによる支援により、障害のあるなしに関わらず安全に安心して暮らせる地域をつくりまします。

### 方針4 人権を尊重し、互いを認め合う地域をつくる

成年後見制度の利用を促進するための法人後見人・市民後見人の育成や共生社会の考え方の理解促進を図り、地域全体で“人権を尊重し、互いを認め合う”ことに取り組みまします。

---

<sup>9</sup> ここでは、法律や公的制度に基づくサービスでないものを指しています。



## 2 本計画の基本的理念

---

本計画の基本的理念を、第三次プランの考え方及び国の基本指針に基づき次の6つとします。

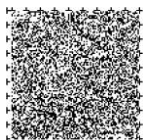
### 基本的理念 1 共生社会の実現と自己決定の尊重・意思決定の支援

本市では、平成10年の第一次プランの策定から、障害のあるなしに関わらず全ての人が地域とともに暮らす共生社会の実現を目指してきました。そして、第三次プランでは、共生社会を「認め合い、支え合い、ともに暮らすまち」と表現し、その形を“障害のある人が地域社会に完全に包容され、積極的に地域の社会活動に参加し、地域の人々が支援を行いながらともに活動する地域”としました。

本計画においても、障害のある人が自分らしく暮らすための障害福祉サービスや、途切れることのない伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援、就労支援を始めとした社会参加に向けた支援、ボランティアなどの地域のインフォーマルな支援を確保するとともに、障害のある人が主体的にこれらを選択して利用できる環境を整備することにより、共生社会の実現に向けた歩みを進めます。

### 基本的理念 2 身近な地域における障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

本市では、第一次プランにおいて“手帳の有無や障害の種別に関わらず必要な人がサービスを利用できる仕組みの構築”を目指し、障害者生活支援センター、障害者就労支援センターザック、総合相談センターの開設などを行いました。また、平成19年に策定した第二次市民福祉プランでは、介護保険制度と障害福祉制度という別の法律により規定されたサービスについて、運用する際に制度の縦割りを越えた利用者本位のサービ



ス提供を目指し“制度の壁を越え、ニーズに応じた支援の仕組みをつくる”を基本方針としました。

障害者自立支援法（現障害者総合支援法）の施行や児童福祉法の改正により、制度上は多くの障害福祉サービスが身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害<sup>10</sup>を含む。以下同じ。）の種別に関わらず利用可能となり、また、難病のある人も利用することができることになりました。障害種別を越えた支援を提供する障害福祉サービス事業所が増えてきていますが、このような事業所を更に増やすことが求められています。

また、障害福祉サービスとともに日常生活を支える保健や医療のサービスが確実に連携して幼児期から高齢期まで切れ目のない支援ができる体制の構築を目指します。

### 基本的理念 3 地域生活への移行と定着支援の強化

本市では、第一次プランの策定以降、一貫して障害のある人の地域生活支援のための取組を推進し、共に育ち学ぶ教育や、障害のある人の一般就労の拡大、グループホームの体験入居などを実践してきました。

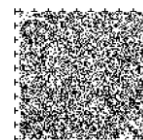
また、地域自立支援協議会のプロジェクトや連絡会議では、多くの関係者の協力を得て、障害のある人が地域社会で暮らすための課題解決や、新たなプログラムの創出にも取り組んできました。

こうした活動の一つの成果として、当市における関係者のネットワークは強化され、障害のある人の日常生活を地域で支えるための土台が整ったと言えます。

これらのことを踏まえ、今後は、入所施設からの退所や医療機関からの退院を促進するとともに、地域生活支援拠点を中心とした地域生活に移行した人の安定した生活の継続などを支援する取組を強化します。

---

<sup>10</sup> 病気やけがなどの影響によって、後天的に脳の認知機能に障害が出るものをいいます。外見からは分かりにくく、注意障害、記憶障害、遂行機能障害、社会的行動障害などが主な症状です。



## 基本的理念4 “ともに育ち、ともに学ぶ” 取組を通じた 健やかな育ちと学びの支援

本市では、保育、教育、福祉関係者の熱意と相互の連携により、障害のあるなしに関わらず、ともに育ち学ぶ保育や教育が実践され、障害のある子どもの多くが保育園や幼稚園、地元の小中学校に通っています。

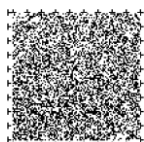
こうした取組をさらに推進し、障害のある子どもが地元の保育園、幼稚園、小中学校で育ち、学ぶため、それぞれの機関が障害に関する理解や支援の技術を高めるとともに、医療的ケアを必要とする子どもに対し保健、医療、福祉、就労などが協調した総合的な支援が実践されるよう、ネットワークの強化を図ります。

また、これを補完するとともに、育ちや学びに関する多様な環境を確保する観点から、障害のある子ども向けのサービスの確保にも留意し、当事者の選択に答えられる支援サービスの充実を目指します。

## 基本的理念5 安定した障害福祉サービスの提供と多職 種間の連携推進

本市では、地域自立支援協議会のプロジェクトや連絡会議、比企地域基幹相談支援センター等で、人材育成に関する研修や保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関との連携強化を実施してきました。

こうした取組をさらに推進し、障害のある人の重度化、高齢化が進む中で、将来にわたって安定的により良い障害福祉サービスを提供していくため、専門性を高める研修を実施するとともに、多職種との連携体制を確保していきます。

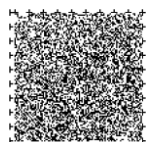


## 基本的理念 6 障害者の社会参加を支える支援

本市では、地域自立支援協議会のプロジェクトにおいて、障害のある人が描いた作品の展示会の開催や文化芸術活動の推進に取り組んできました。

また、障害者の体づくり、交流、余暇の充実を図ることを目的に「東松山市スポーツ・レクリエーション教室」の開催や、障害のあるなしに関わらず、本市が掲げる「ウォーキングのまち」を体現していただくため「スマイルウォーク」や「ゆっくりウォーク」を開催しています。

障害のある人の社会参加を促進するため、障害福祉サービスや地域におけるインフォーマルな支援の充実を図り、多様なニーズに対応できる体制の整備を進めます。

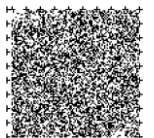






# 第2章

## 計画の目標値



# 目標 1 施設入所者の地域生活への移行

---

## 1 施設入所者の動向

平成17年10月時点で78人であった障害者支援施設への入所者は、令和2年3月31日時点では81人であり、3人増加しています。

この期間の新たな入所者数の合計は48人であり、年平均3.2人が入所していることとなります。

一方、施設からの退所者は死亡した場合を除くと32人であり、グループホーム<sup>11</sup>等に入居した人は6人のみとなっています。

## 2 基礎調査により分かったこと

この計画の策定に当たり実施したアンケート調査では、障害者支援施設や病院に入所・入院している人のうち26.5%（内訳／障害者支援施設：24.2%、病院：31.2%）の人が退所・退院して地域で生活したいと答えています。

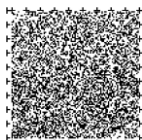
## 3 国の基本指針の考え方

この目標設定について、国が示した考え方は次のとおりです。

- 令和元年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。
- 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減する。

---

<sup>11</sup> 障害者総合支援法に基づくサービスで、法律上は共同生活援助といい、企業などで働いていたり、就労継続支援又は生活介護などの日中活動を利用している障害のある人が共同生活を送る住居において、相談や食事・入浴の介護などの日常生活上の援助を行います。



## 4 本市の目標

施設入所者のこれまでの動向や、国の基本指針から第6期障害福祉計画における目標を以下のとおりとします。

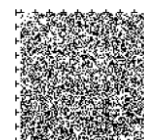
項目	数値	考え方
令和2年3月31日時点の入所者数(A)	81人	
【目標値】 地域生活移行者数(B)	5人 (6.17%)	施設入所からグループホームなどへ移行する人数(移行率)
地域移行以外の理由による退所者数(C)	7人	令和5年度末までに死亡した場合など地域移行以外の理由により退所する人数の見込み
新たな施設入所支援利用者(D)	10人	令和5年度末までに新たに施設入所支援が必要となる利用人員見込み
目標年度入所者数 (E=A-B-C+D)	79人	令和5年度末時点の利用人員見込み
【目標値】 削減見込(A-E)	2人 (2.46%)	差引減少見込み数(減少率)

## 5 目標達成のための取組

### ① 地域移行者を増やすための取組

施設に入所している人について、生活環境や支援経過、障害支援区分、手帳等級等の情報をまとめ、市が設置する「東松山市相談支援事業所連絡会議」で地域移行の可能性や課題等について検討し対象者を絞り込みます。対象者に対しては入所施設の協力のもと、基幹相談支援センターと協議しながら個別にアプローチを行いつつ、地域移行支援事業所等へ協力を呼びかけていきます。

地域生活の受皿となるグループホームは平成29年度から令和元年度の間10箇所、定員数にして26人増えましたが、多くの人々が利用を希望していることから更なる増設に取り組みます。加えて、地域生活支援拠点の取組の中で、地域定着支援や自立生活援助といった地域生活を支えるサービスの強化を図ります。



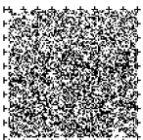
## ② 施設に入所を希望する人への取組

令和2年8月末時点で、施設入所を希望している人（既に施設に入所しており他施設への入所を希望する人を除く。）は13人おり、アンケートでも2.9%の人が今後の利用を希望していることから、今後も一定数の施設入所希望者が見込まれます。

施設入所を希望する場合には、本人の意向を尊重しつつ、生活課題や必要な支援及び居住環境等について本人や家族、相談支援専門員等と協議し、多様な選択肢の中から適切な支援につなげていきます。

## ③ 施設に入所している人への取組

施設入所者の高齢化により、医療・介護ニーズが高まっており、施設側の負担が増加しています。今後は、本人や家族、支援者と協議を行い、介護保険施設への移行など、適切な支援が受けられるよう検討を行います。



## 目標 2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 1 精神科医療機関入院患者の動向

本市では、平成 28 年度から比企地域内の 3 精神科医療機関から任意の協力による精神保健福祉資料<sup>12</sup>（630 調査）の提出を受けています。

その集計結果によると、令和元年 6 月 30 日現在の 1 年以上の長期入院患者数は 65 歳以上の人が 87 人、65 歳未満の人が 55 人の合計 142 人であり、平成 30 年 6 月 1 か月間に入院した人の 3 か月時点の退院率は死亡した人を除いて 33%、6 か月時点の退院率 66%、1 年時点での退院率は 83% となっています。

### 2 基礎調査により分かったこと

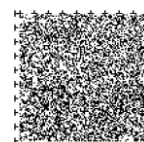
この計画の策定に当たり実施したアンケート調査では、障害者支援施設や病院に入所・入院している人のうち 26.5%（内訳／障害者支援施設：24.2%、病院：31.2%）の人が退所・退院して地域で生活したいと答えています。

### 3 国の基本指針の考え方

この目標設定について、国が示した考え方は次のとおりです。

- 平均生活日数に関する令和 5 年度における目標値の設定に当たっては、精神障害者の精神病床からの退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 316 日以上とすることを基本とする。

<sup>12</sup> 精神科病院及び精神科診療所等を利用する患者の実態を把握し、精神保健福祉施策推進のための資料を得ることを目的に、毎年 6 月 30 日付で厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課が実施しているものです。



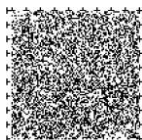
- 別表第四の一の項に掲げる式により算定した令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び別表第四の二の項に掲げる式により算定した令和5年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。
- 退院率に関する令和5年度における目標値の設定に当たっては、入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院6か月時点の退院率については86%以上とし、入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

## 4 本市の目標

精神科医療機関入院患者のこれまでの動向や、国の基本指針から第6期障害福祉計画における目標を以下のとおりとします。

項目	数値	考え方
精神障害者が精神病床から退院後、地域で安定した生活を送れるよう地域定着支援を行う。		比企地域自立支援協議会「精神障害者の安心した地域生活を支える連絡会」や「東松山市地域生活支援拠点」にて、保健、医療、福祉関係者による精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム <sup>13</sup> の構築に係る協議を行い、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図っていく。
<b>【目標値】</b> 令和5年6月30日時点における1年以上長期入院者数 ・65歳以上 ・65歳未満	77人 48人	比企地域内の3精神科医療機関から任意の協力により提供される精神保健福祉資料（630調査）を基に集計する。

<sup>13</sup> 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する仕組みです。



項目	数 値	考え方
<b>【目標値】</b> 令和4年6月1か月間に入院した患者の退院率 ・入院後3か月時点 ・入院後6か月時点 ・入院後1年時点	  69% 86% 92%	比企地域内の3精神科医療機関から任意の協力により提供される精神保健福祉資料(630調査)を基に集計する。 なお、死亡者は集計値に含まない。

## 5 目標達成のための取組

### ① 精神障害者が精神病床から退院後、地域で安定した生活を送るための取組

比企地域自立支援協議会「精神障害者の安心した地域生活を支える連絡会」にて精神病床から退院する特定の精神障害者を選定し、モデルケースとして退院後の平均生活日数や生活の様子をモニタリングすることで、地域における精神保健医療福祉体制の基盤の整備状況を評価していきます。

また、東松山市地域生活支援拠点の取組の中で、自立生活援助や地域定着支援の適切な支援の実施やサービス利用に向けての対象者の把握・関係機関との連携を図るほか、精神障害のある人の日中活動の場の確保のため、就労継続支援事業所に受入れを要請します。

### ② 精神科医療機関入院患者の地域移行を促進するための取組

精神科医療機関が開催する退院調整会議や東松山保健所が開催する精神障害者の地域生活支援会議等に市職員が参加し、地域移行支援事業所とともに障害福祉サービスの調整及び退院後の生活環境について相談に応じ、早期退院が実現できるよう調整を図ります。



## 目標 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

### 1 地域生活支援拠点等の整備の動向

地域生活支援拠点等の整備については、平成31年4月1日時点で332市町村において整備されています。令和2年度末までには1,100市町村が整備予定です。整備類型については（予定を含む）、多機能拠点整備型44市町村、面的整備型が972市町村、その他となっています。整備に当たって、備えるのが困難な機能として、「緊急時の受入れ・対応」、「専門的人材の養成・確保」が大部分を占めています。

本市では東松山市地域自立支援協議会内における「地域生活支援拠点等検討プロジェクト」により、地域生活支援拠点事業連絡会議の設置準備を進めてきました。

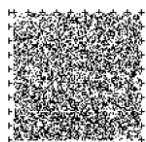
### 2 基礎調査により分かったこと

- ① この計画の策定に当たり実施したアンケート調査では、現在父母・祖父母・兄弟姉妹と暮らしている人のうち、23.5%の人が（自宅・実家以外の）アパートやグループホームでの生活を希望しています。
- ② 障害のある人が、実家や施設を出て、アパートやグループホームなどで暮らし始めるためには「支援をしてくれる人が身近にいること（64.6%）」「周囲の人が、障害のある人に対して理解があること（56.9%）」「発作や急な体調悪化など、緊急時に必ず対応してもらえること（51.6%）」が必要と感じています。

### 3 国の基本指針の考え方

この目標設定について、国が示した考え方は次のとおりです。

- 令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。





○ 必要な機能（平成29年7月7日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課長通知より）

① 相談

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

② 緊急時の受入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③ 体験の機会・場

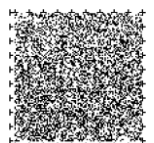
地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④ 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤ 地域の体制づくり

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能



## 4 本市の目標

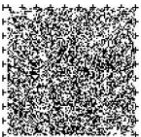
第6期障害福祉計画における目標を以下のとおりとします。

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等が有する機能の充実		令和5年度末までの間に東松山市地域生活支援拠点を確保し、運用状況の検証及び検討を東松山市地域自立支援協議会において年1回以上開催する。

## 5 目標達成のための取組

地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備型の東松山市地域生活支援拠点の整備を進めます。整備後は、隔月で開催される東松山市地域生活支援拠点事業連絡会議にて運営に関する協議や地域体制強化共同加算に関わる報告等を行っていきます。

また、年度末に開催する東松山市地域自立支援協議会全体会にて運用状況の検証及び検討を行います。



## 目標 4 福祉施設から一般就労への移行

### 1 福祉施設から一般就労への移行の動向

就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を利用している人のうち一般就労<sup>14</sup>した人の数は、平成29年度が12人、平成30年度が11人、令和元年度が13人でした。

また、就労継続支援B型事業所からの一般就労者は平成27年度及び平成28年度は0人でしたが、平成29年度は5人、平成30年度は3人、令和元年度は3人と、継続して就労継続支援B型事業所より一般就労者を出すことができます。令和2年9月1日現在、市内には就労移行支援事業所が2事業所、就労継続支援B型事業所が10事業所あります。

### 2 基礎調査により分かったこと

- ① この計画の策定に当たり実施したアンケート調査では、現在働いている障害のある人の割合は38%です。
- ② ①の働いている人のうち障害者就労支援事業所等に通所して働いている人は18.9%、その他<sup>15</sup>で働いている人は75.8%です。
- ③ ②の障害者就労支援事業所等に通所して働いている人のうち21.9%の人は就労を希望しています。

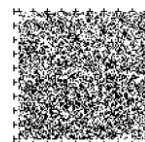
### 3 国の基本指針の考え方

この目標設定について、国が示した考え方は次のとおりです。

- 令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。

<sup>14</sup> ここでは、「企業や公的機関などに就職して、労働契約を結んで働く一般的な就労形態」（正社員・正職員（一般雇用、障害者雇用）、契約社員・派遣社員・臨時職員、パート・アルバイト）を指しています。

<sup>15</sup> 正社員・正職員（一般雇用、障害者雇用）、契約社員・派遣社員・臨時職員、パート・アルバイト、自営業・在宅就労・家業の手伝いを指します。



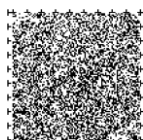
この際、就労移行支援事業所、就労継続支援 A 型事業及び B 型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和 5 年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。

- ① 就労移行支援事業…令和元年度の一般就労への移行実績の 1.30 倍以上とすること。
- ② 就労継続支援 A 型事業…令和元年度の一般就労への移行実績の 1.26 倍以上とすること。
- ③ 就労継続支援 B 型事業…令和元年度の一般就労への移行実績の 1.23 倍以上とすること。
- 令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用すること。
- 就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすること。

## 4 本市の目標

第 6 期障害福祉計画における目標を以下のとおりとします。

項目	数値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数	13 人	令和元年度（1 年間）において福祉施設を退所し、一般就労した人数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数 ・ 就労移行支援事業 ・ 就労継続支援 B 型事業	17 人 (1.31 倍) 12 人 (1.34 倍) 5 人 (1.67 倍)	令和 5 年度（1 年間）において福祉施設を退所し、一般就労する人数（増加率）
【目標値】 目標年度の就労定着支援事業利用者数	12 人 (7 割)	令和 5 年度において就労移行事業等を通じて一般就労する者が就労定着支援事業を利用する人数（割合）
就労定着支援事業所の複数整備		市内に 2 カ所以上就労定着支援事業所を整備する



## 5 目標達成のための取組

### ① 就労訓練施設等の利用を通じて一般就労する人を増やす取組

市が設置する「東松山市相談支援事業所連絡会議」にて、一般就労が見込まれるケースについて検討し、本人への働きかけや就労に向けた具体的な支援が展開できるよう市から相談支援専門員へ提案を行います。

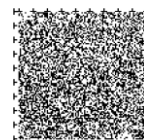
また、就労アセスメント<sup>16</sup>や企業との連携強化を目的に、東松山市障害者就労支援センターザックが行う「障害者の一般就労を前提とした就労支援を行う地域づくり」業務を通じて、本人・家族及び関係機関と連携を図ります。

### ② 就労移行支援事業所利用者を増やす取組

就労アセスメントの結果やサービス等利用計画に基づくモニタリングにより、本人の意向や適性を評価し、希望する場合には就労継続支援 B 型事業所等からステップアップとして、就労移行支援事業所の利用に繋げていきます。

---

<sup>16</sup> 平成 27 年 4 月から、障害福祉サービスの利用者全員についてサービス等利用計画を作成することとなるとともに、就労継続支援 B 型事業の利用を希望する人については、就労移行支援事業所等が就労面のアセスメントを行うことが必要となる場合があります。就労アセスメントは障害福祉サービスが「利用できる」「できない」を決める単なる手続きではなく、利用者のニーズの実現とそのため支援体制の構築に活用しています。



## 目標 5 障害児支援の提供体制の整備等

### 1 障害児支援の提供体制の整備等の動向

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、関係機関等が連携を図るための協議の場の設置に向けて、東松山市地域自立支援協議会「医療・福祉連携プロジェクト」にて医療的ケアを必要とする児・者に対し、ヒアリング調査の実施や関係機関との意見交換会を設けました。また「障害のある子どもの育ちと学びを支える連絡会議」の活動を継続して行っています。

### 2 基礎調査等により分かったこと

令和元年度に市内の保育園等に通う障害のある子どもは16人でした。令和元年4月1日時点の0歳から5歳までの障害者手帳所持者数が21人であったことから、障害のある未就学児の多くが市内の保育園等に通っていると考えられます。また、放課後児童クラブ（学童保育）に通う障害のある子どもは平成30年度は17人、令和元年度は17人でした。

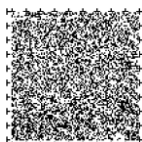
アンケート調査によると、18歳未満の人では、現在、放課後等デイサービスを利用している人は47.3%おり、また54.9%の人が今よりも利用を増やしたい、今後も今と同じくらい利用したいと考えています。

### 3 国の基本指針の考え方

この目標設定について、国が示した考え方は次のとおりです。

- ① 令和5年度末までに、児童発達支援センター<sup>17</sup>を各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

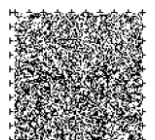
<sup>17</sup> 児童福祉法に規定された障害のある子どもに日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うことを目的とする施設で、福祉型児童発達支援センターと上記支援に加えて治療を行う医療型児童発達支援センターがあります。



- ② 令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ③ 聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援が受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。
- ④ 令和5年度末までに、主に重症心身障害児<sup>18</sup>を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ⑤ 医療的ケア児<sup>19</sup>が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

<sup>18</sup> 児童福祉法では、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している子どもをいいます。また、一般的には元東京都立府中療育センター院長大島一良博士により考案された判定方法である大島分類の1から4までに該当する子どもをいいます。

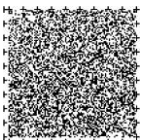
<sup>19</sup> 人工呼吸器を装着している障害のある子どもなど、日常生活を営むために医療を必要とする子どもをいいます。



## 4 本市の目標

第2期障害児福祉計画における目標を以下のとおりとします。

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保		東松山市地域自立支援協議会にて、児童発達支援センターの機能の一つである地域支援機能を担うことにより児童発達支援センターの設置に代える。また、この地域における難聴児の支援方法を東松山市自立支援協議会で協議する。
保育所等訪問支援事業所等の整備		保育所等訪問支援事業所は既に複数整備されており、利用できる体制は構築されているため、引き続き、関係機関等が必要に応じて当該サービスを利用して療育支援を行っていく。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備		令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を2か所以上整備する。
医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置と医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置		令和5年度末までに東松山市地域自立支援協議会内に設置している「医療・福祉連携プロジェクト」にて保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議を行い、医療的ケア児等コーディネーターを1人以上配置する。





## 5 目標達成のための取組

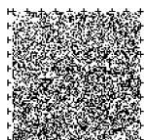
### ① 児童発達支援センターの設置に代わる取組

東松山市地域自立支援協議会が設置する「障害のある子どもの育ちと学びを支える連絡会議」を中核とし、障害のある子ども（難聴児及び発達障害児、高次脳機能障害児を含む）の支援体制構築や地域課題の抽出、障害児通所事業所及び保育所等訪問支援事業所等の関係機関と緊密な連携を図り、障害のある子どもの地域社会への参加等について助言を行うなど、地域支援機能を担うことで、児童発達支援センターの設置に代わる体制を整備します。

### ② 医療的ケア児が適切な支援を受けられるようにする取組

東松山市地域自立支援協議会が設置する「医療・福祉連携プロジェクト」を保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関における協議の場とし、地域における重症心身障害児及び医療的ケア児支援の体制整備を目指します。

また、医療的ケア児を支える人材の確保・養成等に対しては、当該プロジェクトにおいて調査・研究を行い、受入れ事業所の複数整備に繋がります。



## 目標 6 相談支援体制の充実・強化等

### 1 相談支援体制の充実・強化等の動向

第6期障害福祉計画から令和5年度を目標年次とする成果目標として新たに「相談支援体制の充実・強化等」が追加されたため、目標を設定します。

### 2 基礎調査等により分かったこと

- ① この計画の策定に当たり実施したアンケート調査では、生活の中で悩んだり、困ったりしたことがあった場合、12.1%の人が総合相談センターや相談支援事業所の職員に相談しています。

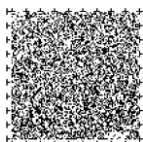
また、障害があることで、差別や嫌な思いをしたことがあった場合、11.9%の人が相談支援事業所に相談しています。一方、10.2%の人が誰（どこ）に相談したらいいかわからないと感じています。

- ② 障害のある人が、地域で自立した生活を送るためには「相談窓口や情報提供の充実（49.1%）」「自分と家族の進みゆく高齢化に対応した支援（46.1%）」「外出に必要な移動支援の充実（35.7%）」が必要と感じています。

### 3 国の基本指針の考え方

この目標設定について、国が示した考え方は次のとおりです。

- ① 相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、基本指針別表第一の九の表各項に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター又は基本指針第一の一の4（一）に掲げる事業がその機能を担うことを検討する。



## 4 本市の目標

第6期障害福祉計画における目標を以下のとおりとします。

項目	数 値	考え方
総合的・専門的な相談支援の実施		障害者相談支援事業により総合的・専門的な相談を行い、比企地域自立支援協議会「委託相談支援事業所連絡会」にて相談支援体制の強化を図る。
相談支援事業者への指導・助言の実施や人材育成の支援、連携強化の取組の実施		①比企地域基幹相談支援センター事業により各種相談支援事業所への専門的な指導、助言の実施や、人材育成を行う。 ②介護保険分野や子育て支援分野の相談機関との連携強化を図る。

## 5 目標達成のための取組

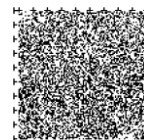
### ① 総合的・専門的な相談支援の実施

比企地域自立支援協議会「委託相談支援事業所連絡会」、市が設置する「東松山市相談支援事業所連絡会議」にてケース検討を行い、地域における相談内容や支援方法等について精査し、委託相談、一般相談、計画相談における役割を明確にしつつ相談支援体制の充実を図ります。

### ② 相談支援事業所への指導・助言の実施や人材育成の支援

比企地域基幹相談支援センターに市内特定相談支援事業所や障害児相談支援事業所が参加する「東松山市相談支援事業所連絡会議」への出席を依頼し、ケース検討を通じて個別支援に係る評価・助言・指導を行う機会を確保します。

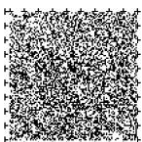
また、比企地域基幹相談支援センターにおいては、相談支援事業所を対象とした人材育成等に関する研修を実施し、相談支援専門員の資質向上を実現します。



### ③ 相談機関との連携強化の取組の実施

介護保険分野との連携強化については、介護部門からは高齢介護課や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、障害部門からは障害者福祉課や特定相談支援事業所等が参加して地域課題の抽出を行ったり、ケース検討を行ったりして連携を図る仕組み作りを協議します。

子育て支援分野との連携強化については、東松山市地域自立支援協議会「障害のある子どもの育ちと学びを支える連絡会議」の取組にて、障害児相談支援事業所と保育所、小中学校等との連携を進めるとともに、警察、児童相談所、保健所、保健センター、教育委員会、障害者福祉課が参加する要保護児童対策地域協議会（要対協）で引き続き、連携強化を図っていきます。



# 目標 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

## 1 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の動向

第6期障害福祉計画から令和5年度を目標年次とする成果目標として新たに「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」が追加されたため、目標を設定します。

## 2 国の基本指針の考え方

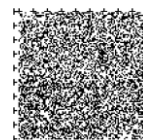
この目標設定について、国が示した考え方は次のとおりです。

- ① 県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。
- ② 利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、基本指針別表第一の十の表各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

## 3 本市の目標

第6期障害福祉計画における目標を以下のとおりとします。

項目	数値	考え方
障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組		市職員や障害福祉サービス事業所が担い手の確保や資質の確保のための適切な研修を受講していく。



項目	数値	考え方
障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証		東松山地域生活支援拠点にて地域課題を抽出し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていく。
障害福祉サービス等の質の向上へ向けた体制の構築		比企地域自立支援協議会「障害福祉サービス事業所連絡会」にて自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を図る。

## 4 目標達成のための取組

### ① 障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組

埼玉県が主催する障害者総合支援法に関する研修や比企地域自立支援協議会「障害福祉サービス事業所連絡会」が行う研修に、市職員や障害福祉サービス事業所が参加してスキルアップを図ります。

### ② 障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証

障害福祉サービス等の利用状況についてリストアップを行い、「東松山市相談支援事業所連絡会議」にて支援体制の把握・検証を行います。

### ③ 障害福祉サービス等の質の向上へ向けた体制の構築

比企地域自立支援協議会「障害福祉サービス事業所連絡会」で、国民健康保険団体連合会（国保連）からの確認事項を比企地域の市町村が持ち寄り、処理の仕方や考え方等を事業所と共有する場を設けます。

